

南青葉台地域福祉委員会規程

第1条(目的)

南青葉台地域福祉委員会(以下「委員会」という)は、石仏小学校区福祉委員会の地域実践活動の中核として事業を分担し、地域の福祉課題の解決を図るため、地域住民を主体とする福祉活動によって安心できる住みよい福祉の街づくりに寄与する事を目的とする。

第2条(事業)

この委員会が行う事業は、概ね次の通りとする。

1. 地域の福祉に関する各種団体、関係機関との連携調整
2. 地域の福祉に関する調査研究および広報、啓発活動
3. 地域の福祉に関する研修会、講習会に参加および開催
4. 在宅福祉活動の推進
5. 地域ネットワーク活動の推進
6. ボランティア活動の推進
7. 防災に関して自治会の行う事業に参加

第3条(事務局の所在地)

この委員会の事務局は、委員長宅に置く。ただし、会計の事務局は会計宅に置く。

第4条(委員会の担当地域及び構成)

この委員会の担当地域は南青葉台住居地域とし、福祉委員(以下「委員」という)は民生・児童委員並びに地域内の自治会役員、老人会会員および自発的立候補者から選出され、委員会を構成する。

第5条(委員の任期)

委員の任期は、4月1日から翌々年の3月31日までの2年間とする。ただし再任を妨げない。なお、委員に欠員が生じた際の補充委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

第6条(役員の定数及び任期)

1. この委員会には、委員長1名、副委員長若干名並びに書記、会計、会計監査各1名、さらに相談役(原則として委員長退任者)若干名の役員を置く。
2. 役員は、委員の中から選任し、総会で承認を得る。
3. 役員の任期は委員と同様2年間とし、再任を妨げない。
4. 役員に欠員が生じた際の補充役員の任期は、前任役員の残任期間とする。

第7条(役員の任務)

1. 相談役は、委員長在任期間の経験を活かし、現職委員のよきアドバイザーとして委員会活動全般の運営を指導・補佐する。
2. 委員長は委員会を代表し、全ての事業、業務を統括する。

3. 副委員長は委員長を補佐し、委員長不在のときは、委員長を代行する。
4. 書記は、総会および月例委員会の議事録を作成する。
5. 会計は、委員会の諸事業の会計業務を行う。
6. 会計監査は、会計業務を監査する。

第8条(総会)

総会は、原則として年1回、4月前半に開催し、委員の過半数の出席(委任状提出委員も出席とする)により成立する。なお、役員の過半数が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

総会は、委員長が招集し、以下を審議する。

1. 役員の選出
2. 前年度事業報告および決算報告並びに当年度の事業計画案および予算案
3. 規程などの改廃
4. その他、委員長が必要と認めた事項
5. 議事は、出席委員の過半数で決定する。

第9条(委員会の開催)

会議は、原則として毎月第2土曜日に開催するが、必要に応じ委員長が臨時委員会を招集できる。

第10条(経費)

委員会活動の運営に要する費用は、石仏小学校区福祉委員会および自治会からの助成金、寄付金、諸事業の利益金によって賄う。

第11条(会計年度)

委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

附則

1. この規程は、平成15年4月1日から施行する。
2. 南青葉台地域福祉委員は、原則として石仏小学校区福祉委員とする
3. 改正の記録
 - (1) 平成22年4月10日改正
 - ① 「会則」を「規程」に、また「会長」を「委員長」に名称変更(各条)
 - ② 「会計の事務局は会計室に置く」を追加(第3条)
 - ③ 役員として「相談役若干名」(第6条)またその任務(第7条)を追加
 - ④ 活動資金として自治会からの助成金、諸事業の利益金を追加(第10条)
 - ⑤ 附則に「改正記録」を追加

以上